

新型コロナウイルス妊産婦総合対策事業実施要綱

第1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。

とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられる可能性があることなどから、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の障がい等が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱え日常生活に支障を来す妊婦も存在する。

このため、以下の事業を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を行い、安心して出産・育児を行えるようにすることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は静岡県とする。

第3 事業内容

1 妊産婦への寄り添い型支援事業

(1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症の流行下において、感染の有無に関わらず支援を必要とする妊産婦について、本人の希望を踏まえ、保健師等による訪問や電話相談などで継続的に不安や孤立感の解消、育児技術の提供など寄り添ったケア支援を実施する。

この事業に必要な事項は「妊産婦への寄り添い型支援事業実施要領」で定める。

(2) 支援対象者

新型コロナウイルス感染の有無に関わらず、支援を希望する妊産婦を対象とする。

(3) 実施方法

ア 支援の対象となる妊産婦の把握（医療機関からの情報提供、妊産婦本人からの相談）

イ 保健師等による訪問や電話相談等の実施

(4) 支援実施者

静岡県健康福祉部所属の保健師等

2 不安を抱える妊婦に対する新型コロナウイルス検査事業

(1) 事業内容

不安を抱える妊婦が分娩前に新型コロナウイルス検査を行う検査の補助等を実施する。

(2) 検査対象者

検査対象者は、県内（静岡市・浜松市を除く）に住民票を有している又は、県内（静岡市・浜松市を除く）の産科医療機関において継続的に受診している若しくは分娩を予定している妊婦のうち、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有さず、ア又はイに該当し、検査を希望する者とする。ただし、過去に本事業による検査（他の自治体の同様の事業に基づき、検査の費用の負担又は補助を受けた場合を含む）を受けた者を除く。

ア うつ状態にあるなどの不安を抱える者

イ 基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等）を有する者

（３）検査方法等

ア 検体は、鼻咽頭ぬぐい液又は唾液とする。

イ 検査方法は、PCR検査（LAMP法含む）及び抗原定量検査とする。

（４）検査時期

分娩予定日の概ね２週間前

（早産リスク等の妊婦それぞれの状況に応じて検査の時期は異なる。医師と相談し実施する。）

（５）検査の実施体制

ア 検査実施機関は、以下（ア）から（エ）の機関とする。ただし、県内（静岡市・浜松市を除く）の検査実施機関は、事前に静岡県と本事業に係る委託契約を締結したものに限る。

（ア）妊婦健診を行う医療機関

（イ）分娩予定の医療機関

（ウ）帰国者・接触者外来

（エ）上記以外で、下記イに記載する要件を満たす機関

イ 検査実施機関は、以下（ア）及び（イ）の内容を全て満たす必要がある。

（ア）適切な検査体制の整備

新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する者とは空間的分離、もしくは時間的分離による検査体制を整備していること。

（イ）妊婦への適切な検査前説明

検査を希望する妊婦本人へ「検査説明書」（別紙１）により丁寧に説明すること。

（６）実施方法

ア 妊婦への適切な検査前の説明

イ 「検査申込書」（別紙２）を妊婦に記入してもらい、医療機関において５年間保管

ウ 検査の実施

エ 検査結果の告知

オ 陽性になった場合は、発生届の提出

本事業による新型コロナウイルス検査を実施し、新型コロナウイルス感染症と診断

した場合、確定患者としての発生届を管轄の保健所へ直ちに提出。

(7) 検査料の支払・助成

ア 県内（静岡市・浜松市を除く）の産科医療機関において検査を実施した場合

妊婦が県内の産科医療機関（静岡市・浜松市に所在する医療機関を除く）で検査を受けた場合、県は産科医療機関と締結した「静岡県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査業務委託契約書」に基づき、下記の検査区分に応じた金額を医療機関に支払う。

（委託料）

区分	金額 (検査1件につき)
PCR検査（LAMP法含む） ※契約医療機関以外の施設で検体検査を実施したものを含む	20,000円
抗原定量検査	13,320円

イ 里帰り等により他の自治体において検査を実施した場合

妊婦が里帰り等により他の自治体において、本事業と同様の検査を受け、妊婦が検査料の全額を医療機関に支払った場合、妊婦等からの請求に基づき、妊婦1人あたり（検査1回に限り）20,000円を上限とし、助成する。

第4 留意事項

本事業の実施にあたっては、対象者の個人情報の保護に十分留意すること。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から改正する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から改正する。